

J D S F 登録選手の出場義務内規

(趣旨)

D S C J ・ J D S F 競技規則により、自己級には年間 1 回以上出場することが義務づけられているが、富山県ダンススポーツ連盟（以下、県連盟と称す）が主催・主管する競技会やその他事業に全く参加しない選手が多く見受けられる。自らが J D S F 会員であることの自覚を啓発するために、県連盟主催事業への参加を義務化し、罰則規定を含む内規を設ける。

(参加義務)

第 1 条 J D S F 登録選手は、県連盟主催・主管の公認競技会に年間 2 回以上出場しなければならない。また、その他主要事業についても支障のない限り極力参加しなければならない。

(指導・注意)

第 2 条 第 1 条の規定に著しく違反するものに対しては、県連盟理事会の承認のもとに教育的指導、注意を行うことができる。

(罰則)

第 3 条 第 2 条の規定にもとづく教育的指導、注意を行ってもなお改善が認められない場合には、県連盟理事会の承認を経て当該者に対し選手登録の年度更新を拒否することができる。

(実施)

第 4 条 この内規は平成 2 1 年 1 月 1 日より施行する。